職員の兼業の許可に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

職員の兼業の許可に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（内閣総理大臣に対する申請） **第三条**　内閣総理大臣に対する兼業の許可の申請は、所轄庁の長を経由しなければならない。 ２　前項の場合においては、所轄庁の長は、当該兼業の許可を与えてから前条の兼業許可申請書を内閣総理大臣に対して提出しなければならない。	（内閣総理大臣に対する申請） **第三条**　内閣総理大臣に対する兼業の許可の申請は、所轄庁の長を経由しなければならない。 ２　前項の場合においては、所轄庁の長は、当該兼業の許可を与えてから前条の兼業許可申請書二通を内閣総理大臣に対して提出しなければならない。

（別記様式）　（表）

兼　業　許　可　申　請　書

（注意）□のついた項目は該当する□の中にレ印を入れ、数字は算用数字を使って下さい。

（内閣総理大臣）＿＿＿＿＿＿＿＿殿　　年　月　日
（所轄庁の長）＿＿＿＿＿＿＿＿殿

（申請者）

国家公務員法第104条の規定により所轄庁の長及び内閣総理大臣の許可を申請します。

１申請者について

氏名（ふりがな）	生年月日　年　月　日生
	現住所

２官職について

所属局課名	職務内容と責任の程度
所在地	
官（役）職名	
俸　給 ＿＿職俸給表（　）＿＿級＿＿号俸	
勤務時間　＿＿＿＿から＿＿＿＿まで 平均して、１月＿＿日、１日＿＿時間 週延べ＿＿＿＿＿＿＿＿時間	

３兼業先について

勤務先	兼業先の事業内容 （兼業先の区分：＿＿＿＿）
所在地	
職　名	
報　酬 □総額　□月額　□時給　□その他＿＿＿＿円	
勤務時間 □常勤　□非常勤＿＿＿＿から＿＿＿＿まで 平均して、１月＿＿日、１日＿＿時間 週延べ＿＿＿＿＿＿＿＿時間	職務内容と責任の程度
兼業予定期間　□新規　□継続 年　月　日から 年　月　日まで	

（別記様式）　（表）

兼　業　許　可　申　請　書

（注意）□のついた項目は該当する□の中にレ印を入れ、数字は算用数字を使って下さい。

（内閣総理大臣）＿＿＿＿＿＿＿＿殿　　年　月　日
（所轄庁の長）＿＿＿＿＿＿＿＿殿

（申請者）

国家公務員法第104条の規定により所轄庁の長及び内閣総理大臣の許可を申請します。

１申請者について

氏名（ふりがな）	生年月日　年　月　日生
	現住所

２官職について

所属局課名	職務内容と責任の程度
所在地	
官（役）職名	
俸　給 ＿＿職俸給表（　）＿＿級＿＿号俸	
勤務時間　＿＿＿＿から＿＿＿＿まで 平均して、１月＿＿日、１日＿＿時間 週延べ＿＿＿＿＿＿＿＿時間	

３兼業先について

勤務先	兼業先の事業内容 （兼業先の区分：＿＿＿＿）
所在地	
職　名	
報　酬 □月収　□年収　□その他＿＿＿＿＿円	
勤務時間 □常勤　□非常勤＿＿＿＿から＿＿＿＿まで 平均して、１月＿＿日、１日＿＿時間 週延べ＿＿＿＿＿＿＿＿時間	職務内容と責任の程度
兼業予定期間　□新規　□継続 年　月　日から 年　月　日まで	